

平成 22 年度地域別最低賃金比較

福井県を100とした場合

県 名	最低賃金額	
福井	683	1 0 0
東京	821	1 2 0
愛知	745	1 0 9
大阪	779	1 1 4
福岡	692	1 0 1
全国加重平均	730	1 0 6

旅費に関するQ&A インタネット上では……

お答えマピオン 

から

帰省旅費の交通費は課税対象？課税対象外？

Q 現在単身赴任中で会社より帰省旅費として交通費が毎月2回分のみ支給されているのですが、以前は交通費の領収書を添付せずに支給されていたのですが、今年より交通費の領収書を添付しないと支給されません、添付しない場合は支給されません。しかし、給与明細には以前のまま課税対象額として計上されます。この場合の交通費は課税対象ですか？

それとも通勤交通費と一緒に課税対象外でしょうか？

A まず、今回のご質問の旅費は、所得税法では、お書きのとおり「旅費」であり「通勤費」ではありません。

・非課税となる所得については、所得税法第9条に列挙されています。

「旅費」については、同条4項に定めがあります。

○所得税法（非課税所得）

第9条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

（中略）

4. 給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をし、若しくは転任に伴う転居のための旅行をした場合又は就職若しくは退職をした者若しくは死亡による退職をした者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要

であると認められるもの

5. 給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの(以下略)

・また、所得税基本通達で「旅費」については、次のとおり定められています。

○所得税基本通達（非課税とされる旅費の範囲）

9-3 法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

教えて!goo プラス+

教えて! G o o プラス から

単身赴任者の帰省手当の課税処理

Q 単身赴任者が帰省するための交通費実費を会社で負担しているのですが、業務報告を兼ねて、というのではなく、休日に自宅に帰っているだけなので、経費ではなく、本人の給与として所得税課税しないといけなと言われていました。

仕方ないことかもしれませんが、会社の経費として認めてあげる方法というか手段はないのでしょうか。

単身で苦勞をしている上、余分な税金がかかるというのは、酷なように思うのです。よろしく願いいたします。

A 業務をからめるしか方法はありません

ご相談の交通費は、税法では給与処理しなければならない費用です。

問題は、給与課税されない方法はないか?ということですが、「単身赴任者が職務上の旅行等を行った場合に支給される旅費の取扱いについて」昭和 60 直法 6-7 として

国税庁が業務に伴って帰宅期間が2日以内程度であれば、帰宅日の日当、宿泊料、交通費を非課税として差し支えないとしています。

会社も社員も面倒でしょうけれど、帰宅前に必ず会社に寄って何らかの業務を行ってから帰宅。赴任地に向かう前に会社に寄ってから出発させるようにするしか方法はありません。

その際に、何も業務報告書を毎回提出する必要はありません。口頭だけでも十分です。ただし、税務当局に対して帰省のたびに会社へ顔を出していることを証明する必要がありますので会社の仕組みとして工夫する必要があります。

経費精算をする。とか、本社にもタイムカードを置かせて出退社時間を打刻させる。とか、赴任先の書類を本社に持ち帰らせる。とか、いろいろ考えてみましょう。

帰省旅費手当

Q A社は、遠隔地に転勤した者に、帰省旅費手当を支給している。月額50000円で定額。実際に帰省した時に、給与ではなく、経費として、本人に支払うことはできないか？ つまり固定費ではなく、実費を支給する。

A 単身赴任者が業務のついでに帰省した場合の旅費について旅費計上は認められている。したがって必ず帰省時に本社で業務を行って頂ければ経費計上となる。通常の帰省代は給与課税となる。

転任に伴う転居のために通常必要な旅費代金については給与課税されない。

住宅に関する税務の取り扱い

国税庁HPから

No.2597 使用人に社宅や寮などを貸したとき [平成21年4月1日現在法令等]

使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の家賃（以下「賃貸料相当額」といいます）以上を受け取っていれば給与とし課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額)×0.2%
- (2) 12円×(その建物の総床面積(平方メートル)÷3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額)×0.22%

使用人に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。しかし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

(例) 賃貸料相当額が、1万円の社宅を使用人に貸与した場合

- (1) 使用人に無償で貸与する場合には、1万円が給与として課税されます。
- (2) 使用人から3千円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である1万円と3千円と

の差額の 7 千円が給与として課税されます。

- (3) 使用人から 6 千円の家賃を受け取る場合には、6 千円は賃貸料相当額である 1 万円の 50%以上ですので、賃貸料相当額である 1 万円と 6 千円との差額の 4 千円は給与として課税されません。

また、会社などが所有している社宅や寮などを貸与する場合に限らず、他から借りて貸与する場合でも、前に説明した三つを合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸す場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。

現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので給与として課税されます。

なお、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

※ 税務の問題は、事前に税理士に照会の上でご確認下さい。 この資料を作成しているのは社会保険労務士であって、税務問題に関しては素人であり、責任を持ってないことをあらかじめご承知下さい。